

平成24年 第4回 築上町議会定例会会議録(第5日)

平成24年12月14日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成24年12月14日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第97号(築上町旧蔵内邸条例の制定について訂正の件について)
- 日程第2 議案第90号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第3 議案第91号 平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第4 議案第92号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第93号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第94号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第7 議案第95号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第8 議案第96号 築上町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第97号 築上町旧蔵内邸条例の制定について
- 日程第10 議案第98号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第99号 築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第103号 人権文化のまちづくり宣言について
- 日程第13 陳情第1号 2013年度教育条件整備陳情書
(追加分)
- 日程第14 発議第6号 築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 発議第7号 築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第16 推薦第1号 築上町農業委員会委員の推薦について
- 日程第17 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第97号(築上町旧蔵内邸条例の制定について訂正の件について)
- 日程第2 議案第90号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第3 議案第91号 平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第4 議案第92号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

- 日程第5 議案第93号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第6 議案第94号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第7 議案第95号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第8 議案第96号 築上町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の制定について
日程第9 議案第97号 築上町旧蔵内邸条例の制定について
日程第10 議案第98号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第99号 築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第103号 人権文化のまちづくり宣言について
日程第13 陳情第1号 2013年度教育条件整備陳情書
(追加分)
日程第14 発議第6号 築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15 発議第7号 築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第16 推薦第1号 築上町農業委員会委員の推薦について
日程第17 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(16名)

1番 小林 和政君	2番 宮下 久雄君
3番 丸山 年弘君	4番 工藤 政由君
5番 工藤 久司君	6番 有永 義正君
7番 吉元 成一君	8番 田村 兼光君
9番 塩田 文男君	10番 西畑イツミ君
11番 塩田 昌生君	12番 中島 英夫君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君
15番 武道 修司君	16番 西口 周治君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名局

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君
教育長 進 俊郎君
会計管理者兼会計課長 田中 哲君
総務課長 吉留 正敏君 財政課長 則行 一松君
企画振興課長 渡邊 義治君 人権課長 松田 洋一君
税務課長 田村 一美君 住民課長 平塚 晴夫君
福祉課長 高橋 美輝君 産業課長 中野 誠一君
建設課長 平尾 達弥君 都市政策課長 久保 和明君
上水道課長 加來 泰君 下水道課長 古田 和由君
総合管理課長 宮尾 孝好君 環境課長 永野 隆信君
農業委員会事務局長 ... 田村 幸一君 商工課長 神崎 一浩君
学校教育課長 金井 泉君 生涯学習課長 田原 泰之君
監査事務局長 石川 武巳君

午前10時00分開議

議長(田村 兼光君) 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第97号

議長(田村 兼光君) 日程第1、議案第97号築上町旧蔵内邸条例の制定について訂正の件を議題とします。

本案に対して、町長から御手元にお配りしました事件訂正請求書が提出されています。議案第97号築上町旧蔵内邸条例の制定について、訂正の件の理由の説明を求めます。新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第97号の築上町旧蔵内邸条例の制定についての議案修正の請求をさせていただきます。提案理由を説明いたします。

第7条にこれが不備がございました。御手元の一応議案の中には赤字でしているのが提案の修正という形になっております。第7条は休館日の後にはを追加いたしまして、後、「管理者の承認を受けてこれを変更し、または」までを削除させていただきたいと、このように考えて提案させていただくと。

それから、第10条は、料金等は別に定めるということに当初はなっておりましたが、これを「規則」で挿入

させていただくと。

それから、第14条を削除いたしまして、15条を14条に繰り上げをするというふうなことで修正点 なお、この14条を削除したのは、旧蔵内邸は直接、直営でやるというふうなことで、指定管理では行わないということで、必要ないというふうなことで、削除させていただくものでございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第97号築上町旧蔵内邸条例の制定についての訂正の件を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。(発言する者あり)異議なしと認めます。よって、築上町旧蔵内邸条例の制定について訂正の件を許可することに決定しました。

ここで、厚生文教常任委員会を開きますので暫時休憩します。

午前10時04分休憩

.....
午前10時07分再開

議長(田村 兼光君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第90号

議長(田村 兼光君) 日程第2、議案第90号平成24年度築上町一般会計補正予算(第6号)について議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第90号平成24年度築上町一般会計補正予算(第6号)について、所管の項目につきまして慎重に審査した結果、障害者福祉事業費及び自立支援給付金並びに保育園運営費が主な増額補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 続きまして、産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第90号平成24年度一般会計 ちょっと待ってくださいね、ちょっと調子が悪いんで。

今から言います。議案第90号、所管の項目につきまして慎重に審査した結果、事業の経緯や職員の業務に対する責任、あるいは慎重さに欠けると、なお、たび重なる不祥事が発生する状況から、手を挙げて賛成しかねるというような意見もございました。

採決の結果について述べますと、同数でございまして、2名が賛成と、あとは意見が、この採決につきましては反対というようなことについては求めていませんので、賛成者は2名ということになりまして、委員長とし

て地方自治法の116条の1項の規定に基づいて、私が採決を決断しました。原案のとおり可決ということにいたしました。

この内容につきましては、14ページ、予算書の補正予算の14ページでございますけれども、この中で18節の、この内容は皆さんわかると思います。374万の備品購入の件がこういうことでございまして、非常に苦慮いたしましたけれども採決をしたということでございます。

議長(田村 兼光君) 続きまして、総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長(信田 博見君) 議案第90号平成24年度築上町一般会計補正予算(第6号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、歳出では情報通信網整備工事費負担金の減額、歳入では市町村災害共済基金組合解散に伴う剰余金が主な補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) これで、委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方、西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 産業建設常任委員長にお尋ねいたします。

一部反対があったとのことですが、この反対の中で協議会の通帳に323万2,000円が残ったままの状態です。実績報告は行ったが、事業に係る支出が行われていなかったとの報告でしたが、なぜ使ったのか、誰が使ったのかなどの説明がありましたか。

議長(田村 兼光君) 中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 私よりも、西畑議員さんのほうが非常に詳しいようでございます。誰が使ったかと言いますと、協議会の、町長じゃありませんよ、協議会のほうですね。資料もらってあるんでしょ。だから、私よりもあなたのほうが詳しいようです。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 資料をいただいておりますが、委員会の中、産業建設委員会の中でそういう説明があったかどうか聞いたものですから、委員長にお尋ねしたんです。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) いいですか。

議員(10番 西畑イツミ君) わかりました。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 説明はですね、いいですか。

議長(田村 兼光君) もうわかったちゅう言いよる。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) もうわかったから、御理解いただきたいと思います。資料は皆さんもらっていると思います。ここにございます。これを読めば、御理解いただけたと思います。

議長(田村 兼光君) もうわかったって言いよるからいい。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) これはもう難しいですから、それ以上のことは……

議長(田村 兼光君) ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見がある方。塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) この一般会計補正予算につきまして、今、先ほど言われました14ページの一般購入備品、これは所管外で私、委員会でも議論させてもらいましたが、この件についてやっぱり、このような物品購入とかあるのかなと不思議に思う次第です。

当初、5協議でやるという形で、最終的には事業凍結から協議は2協議しかできてなかった。その323万は実績報告があるということで支払いを済ませてます。支払いを済ませた上に協議会が求められてないということで、補助金の返還という形。これを物品購入という形に持っていつているところ。

それから、実際、じゃあ購入するのは何かと。築上町と農業委員会のデータです。これは当初、平成20年に事業費として50万7,000円でこのデータの統合が行われています。その50万7,000円のデータを372万で買うと、374万ですか、で買うということ自体、なぜ300万も、320万も大きく金額を出していくのか、このような物品売買のやり方について、私は到底認めるわけにはまいりません。

また、職員の不祥事と言いますけども、職員の不祥事、当時、別件で免職を受けた方がおられるという形ではありますが、町長みずからが職務怠慢と言いながら、職務怠慢の責任も果たされてない、全く私たちには意味がわかりません。この物品購入については、よって、この会計補正予算には反対いたします。

議長(田村 兼光君) 次に賛成意見のある方。(発言する者あり) ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第90号について採決を行います。議案第90号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) 起立多数です。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第91号

日程第4. 議案第92号

日程第5. 議案第93号

日程第6. 議案第94号

日程第7. 議案第95号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第3、議案第91号平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてから、日程第7号、議案第95号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてまでは、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第91号から議案第95号まで、一括して委員長報告を行うことに決定しました。

では、議案第91号から議案第95号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第91号平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、本案について慎重に審査した結果、医療給付費及び特定健診の精算、返納金が主な増額補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第92号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第93号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第94号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第95号平成24年度簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、以上4項目につきまして慎重に審査した結果、財源の調整が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 委員長報告を終わりました。

日程第3、議案第91号平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第91号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第91号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第92号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第92号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第92号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第93号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第93号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第93号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第94号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第94号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第94号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第95号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対の意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第95号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第95号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第96号

議長(田村 兼光君) 日程第8、議案第96号築上町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第96号築上町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 委員長の報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第96号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第96号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第97号

議長(田村 兼光君) 日程第9、議案第97号築上町旧蔵内邸条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第97号築上町旧蔵内邸条例の制定について。

本案について慎重に審査いたしました結果、運営計画と条例制定をセットで出すべきとの反対意見もありましたが、採決の結果、条例案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対の意見のある方。小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 反対の討論をいたします。

この件に関しましては、私も当初からいろいろな一般質問等でお尋ねしてまいりました。しかし、いまだに初めからの決定、あるいは作業の進め方等、例えば、給付金の出どころがいまだに明確にされていない。あるいは、業務の受注が担当の委員会のメンバーがするような形で行われてきた。極めて不透明な進め方がされてきた。これが、第1点。

第2点目は、公の機関としては、本来の価値に基づいて対応すべきものと考えておりますが、町長は築上町の宝であるというような表現をされておりますが、ほかでこういうことを耳にする場面は起こらない。恐らく、町長と同じような評価をされておる方がどれだけおるかという極めて少ないんじゃないかと、私は感じております。

このような、本来の価値に後から権威づけを行ったり、価値を付加していくようなことで、この本来の価値をゆがめるような形で業務の実施につなげていくというのは、中身のないお土産に厚い包装を施すようなものであって、リピーターは恐らく望むべきもない、ではないかという気持ちである。これが、第2点でございます。

第3点は、オープンまであと4カ月になった今、町民に対する内容説明、あるいは意見交換等が一切行われてないまま、すなわち、住民の目線が一切の経過、あるいは将来の計画に反映されることがない、今時点ではそういう状況になっておる。

集客目標が3万人ということになっておりますが、3万人の集客をするためには、1日に100人を超えるようなお客さんに来てもらわなければならない。その対応を、今のところの計画によりますと、職員は3人で対応する。現状の環境の道路、駐車場等を考えても、極めてずさんな計画であるとは言いようがない。

地元住民の中ですら盛り上がりが見えない今現在、全庁一丸となったというような体制づくりも期待できな

い状況であります。行き当たりばったりの対応では、初期投資の拡大がどれだけなるか、これすら予測ができない。一部のパパラッチの利するのみの事業になる危険性を感じております。勇気を持って一旦停止し、撤退をも含めた再検討をなされるべきだというふうに考えておりますので、現時点での条例制定は正しい判断でない。

以上で、反対討論といたします。

議長(田村 兼光君) 次に、賛成意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第97号について採決を行います。議案第97号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) 起立多数です。よって、議案97号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第98号

議長(田村 兼光君) 日程第10、議案第98号築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第98号築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、関係法律の整備に関する法律の一部改正によるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 委員長の報告を終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第98号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第98号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第99号

議長(田村 兼光君) 日程第11、議案第99号築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第99号築上町集落センターの条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議長(田村 兼光君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第99号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第99号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第99号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第103号

議長(田村 兼光君) 日程第12、議案第103号人権文化のまちづくり宣言についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第103号人権文化のまちづくり宣言について、本案について慎重に審査した結果、過去に部落差別を初めとするさまざまな人権侵害の事象は後が絶つことがなくというふうにあります、その中の部落差別という名前を出すべきではないというふうな意見があり、採決した結果、否決することに決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 委員長の報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西口議員 ああ、西畑議員。失礼しました。

議員(10番 西畑イツミ君) 済みません、笑って。103号の人権文化のまちづくり宣言について、反対討論をいたします。

築上町人権教育啓発基本指針は、町民に配られておりません。だから、理解してもらおうと言われても理解し兼ねると思っております。私たち日本共産党は、人権を尊重することに否定するものではありません。それどころか、人権の尊重の社会を強く求めるものです。しかし、本宣言は重要な問題がありますので、それを指摘し、討論といたします。

1つ、人権文化のまちづくり宣言(案)は、2002年12月に施行された人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を根拠にしています。この法律の第1条には、人権について社会的身分、門地、人種、信条、または性別を上げています。どこにも部落差別の言葉は使われておりません。それを、あえて部落差別を初めとするさまざまな人権侵害とうたっていることにより、殊さら、部落差別を強調しており、このことにより弊害を生み出すものです。

次に2点目。この宣言により、町行政と町民に対し同和行政の継続が懸念されます。いじめ問題を初め、DV、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアルハラスメント、ストーカー問題など、数を数えたら切りのない人権侵害が起きております。人権文化のまちづくりであるのなら、人権の尊重の社会をつくることこそ大事と思っております。

以上が、反対理由です。議員の皆さんには、築上町民の真の人権を守りたいといつもお考えだと思っております。ぜひ、私の築上町民の真の人権を守りたいという立場に御賛同いただけますようお願い申し上げます。反対討論といたします。

議長(田村 兼光君) 次に、賛成意見のある方。武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 今、反対討論がありましたが、この築上町の歴史として、部落問題を出さないとすることは、人権を語らないということになるのではないかなと。いろんな人権問題がありますが、特に西日本一帯として、この部落問題が今も取り沙汰されています。完全に部落問題がなくなったのであれば、団体も必要はないし、強調月間やいろんな集会、講演等、必要がないわけです。

ところが、毎年講演もするし、いろんな集会も出るし、いろんな形でこの町全体がその問題について携わってきているところであります。人権という大きな問題の中のその1つが、ここの代表として書いているだけであって、人権全体の問題をこの町として取り組もうということが、この根底にあるわけでございます。

特に、基本指針については、障害者団体や各種いろんな団体の皆さんが代表としてこられて、その皆さんの声を基本指針として、町の方針としてつくったものであって、それに基づいて町全体の各施策が行われている。

基本指針、一言一句全て住民に全部説明をするということではなく、基本指針に基づいて、築上町の方向、築上町の施策がやられているところであるということを考えれば、その一環として町と町がこの人権の、人権文化の町宣言をするということは、人権に対して町が主体的に取り組んでるということを強調するものであ

て、この宣言をしなければ、町が人権について先頭になってやっているという宣言にはならないのではないか。

特に、基本指針をつかった以上は、この宣言をするということは大切なことであり、議会としても承認を、議員の皆さんにも承認をしていただいて、全会一致で、この人権のまち宣言を築上町としてやっていかないといけないというふうに考えますので、何とぞよろしく願いをいたします。

以上です。

議長(田村 兼光君) これで、討論を終わります。

委員長報告は否決です。よって、原案について採決を行います。議案第103号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

議長(田村 兼光君) お座りください。起立多数です。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 陳情第1号

議長(田村 兼光君) 日程第13、陳情第1号2013年度教育条件整備陳情書について議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 陳情第1号2013年度教育条件整備陳情書。

本案につきまして慎重に審査した結果、原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 委員長の報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより陳情第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで追加議案です。

お諮りします。日程第14、発議第6号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてから、

日程第17、常任委員会の閉会中の継続審査についてを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、日程第14、発議第6号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第17、常任委員会の閉会中の継続審査についてを、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第14、議案第6号

議長(田村 兼光君) 日程第14、発議第6号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。事務局長、進君。

事務局長(進 克則君) 発議第6号、築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成24年12月14日。提出者、築上町議会議員信田博見。賛成者、築上町議会議員中島英夫、賛成者、築上町議会議員西口周治。築上町議会議長田村兼光殿。

議長(田村 兼光君) 続いて、信田議員。

議員(14番 信田 博見君) 発議第6号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由でございます。

地方自治法の一部を改正する法律(平成24年9月5日法律第72号)が公布されたことに伴い、築上町議会委員会条例の一部を改正する必要があります。

内容としては、これまで委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法律で定めていた事項が、条例に委任されたことにより、委員会条例の改正を行うものであります。

御採択のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより発議第6号について採決を行います。

発議第6号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 発議第7号

議長(田村 兼光君) 日程第15、発議第7号築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。議会事務局長、進君。

事務局長(進 克則君) 発議第7号築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。標記の規則案を別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成24年12月14日。提出者、築上町議会議員信田博見。賛成者、築上町議会議員中島英夫。賛成者、築上町議会議員西口周治。築上町議会議長、田村兼光殿。

議長(田村 兼光君) 信田議員、説明をお願いします。

議員(14番 信田 博見君) 発議第7号築上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての提案理由でございます。

地方自治法の一部を改正する法律(平成24年9月5日法律第72号)が公布されたことに伴い、築上町議会会議規則の一部を改正する必要があります。

内容としては、改正法により本議会においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになったため、築上町議会会議規則の改正を行うものであります。

御採択のほど、よろしく願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより発議第7号について採決を行います。

発議第7号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 推薦第1号

議長(田村 兼光君) 日程第16、推薦第1号築上町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。推薦の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、推薦の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

築上町農業委員会委員に、吉元成一議員、武道修司議員、有永義正議員、西畑イツミ議員、以上の方を推薦したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は4人とし、吉元成一議員、武道修司議員、有永義正議員、西畑イツミ議員、以上の方を推薦することに決定しました。

日程第17. 常任委員会の閉会中の継続審査について

議長(田村 兼光君) 日程第17、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これで、平成24年第4回築上町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時47分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員